



SuMi TRUST年金ニュース

(平成28年4月26日)



三井住友信託銀行 年金信託部

平成28年熊本地震による被災者の皆様およびご関係者の皆様には心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

【確定給付企業年金】

「確定拠出年金法等の一部を改正する法律案」の 参議院での可決について

平成28年4月15日に、参議院本会議にて「確定拠出年金法等の一部を改正する法律案」が可決され、衆議院に送付されました。

同改正法案は、昨年の通常国会において衆議院を通過したものの、参議院では審議が行われず継続案件となっております。今般、参議院で可決されたことから、再度衆議院での審議が行われ、衆議院で可決されると成立し公布されます。(今国会の会期末は6月1日)

その後、未決定事項等が社会保障審議会企業年金部会で議論され、政省令が公布されることが見込まれます。

＜「確定拠出年金法等の一部を改正する法律案」は下記リンク先からご確認いただけます＞

* ご参考：厚生労働省ホームページ（第189回国会（常会）提出法律案）

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/189.html>

同改正法案のうち、DBに関する改正事項についてとりまとめましたので、ご案内いたします。

なお、施行日は改正事項により異なります。次頁以降の「DBに関する改正事項」で個別にご説明いたします。

また、DCに関する改正事項等については下記リンクを参照してください。

[三井住友信託DCニュース（平成28年4月18日発信）](#)

◆DBに関する改正事項

【施行日】平成28年7月1日

	現行	改正後											
①DBからDCに資産の一部を移換する際の同意要件の変更	<p>・同意要件は以下のとおり</p> <table border="1"> <tr> <td>事業主</td> <td>◆DCに移換する全ての事業主の同意</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">加入者</td> <td>◆DCに移換する加入者の2分の1以上の同意（事業所ごと）</td> </tr> <tr> <td>◆DCに移換しない加入者の2分の1以上の同意（<u>制度全体</u>）</td> </tr> </table>	事業主	◆DCに移換する全ての事業主の同意	加入者	◆DCに移換する加入者の2分の1以上の同意（事業所ごと）	◆DCに移換しない加入者の2分の1以上の同意（ <u>制度全体</u> ）	<p>・同意要件は以下のとおり</p> <table border="1"> <tr> <td>事業主</td> <td>◆DCに移換する全ての事業主の同意</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">加入者</td> <td>◆DCに移換する加入者の2分の1以上の同意（事業所ごと）</td> </tr> <tr> <td>◆DCに移換しない加入者の2分の1以上の同意（<u>事業所ごと</u>）</td> </tr> <tr> <td>◆<u>ただし、DCに移換しない加入者のみからなる事業所については、DBの掛金が増加しない場合に限る、当該同意は不要。</u></td> </tr> </table>	事業主	◆DCに移換する全ての事業主の同意	加入者	◆DCに移換する加入者の2分の1以上の同意（事業所ごと）	◆DCに移換しない加入者の2分の1以上の同意（ <u>事業所ごと</u> ）	◆ <u>ただし、DCに移換しない加入者のみからなる事業所については、DBの掛金が増加しない場合に限る、当該同意は不要。</u>
事業主	◆DCに移換する全ての事業主の同意												
加入者	◆DCに移換する加入者の2分の1以上の同意（事業所ごと）												
	◆DCに移換しない加入者の2分の1以上の同意（ <u>制度全体</u> ）												
事業主	◆DCに移換する全ての事業主の同意												
加入者	◆DCに移換する加入者の2分の1以上の同意（事業所ごと）												
	◆DCに移換しない加入者の2分の1以上の同意（ <u>事業所ごと</u> ）												
	◆ <u>ただし、DCに移換しない加入者のみからなる事業所については、DBの掛金が増加しない場合に限る、当該同意は不要。</u>												
②DB間の権利義務移転・承継手続きの簡素化	<p>・DB間の権利義務移転・承継を行う際、厚生労働大臣の承認・認可が必要</p>	<p>・DB間の権利義務移転・承継を行う際、厚生労働大臣の承認・認可が必要</p> <p>・<u>ただし、本人の同意を得た場合は、厚生労働大臣の承認・認可は不要</u></p>											
③実施事業所を脱退させる場合の特例措置の新設	<p>・DBの実施事業所を脱退させる場合は、当該脱退事業所の同意（※）が必要</p>	<p>・DBの実施事業所を脱退させる場合は、当該脱退事業所の同意（※）が必要</p> <p>・<u>ただし、DBを継続することが困難な事業所については、厚生労働大臣の承認・認可を受けることで、当該脱退事業所の同意は不要</u></p>											

（※）脱退事業所の同意

・事業主の同意

・厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合（存在しない場合は、厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者）の同意

【施行日】 公布の日から2年以内で政令で定める日

	現行	改正後																																														
①企業年金間のポータビリティの緩和	<p>・移換の可否については以下のとおり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">移換先制度</th> </tr> <tr> <th></th> <th>DB</th> <th>企業型DC</th> <th>個人型DC</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">移換元制度</td> <td>DB</td> <td>○</td> <td>○ (※1)</td> <td>○ (※1)</td> </tr> <tr> <td>企業型DC</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>個人型DC</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：本人からの申出により、脱退一時金相当額を移換可</p>	移換先制度						DB	企業型DC	個人型DC		移換元制度	DB	○	○ (※1)	○ (※1)	企業型DC	×	○	○	個人型DC	×	○	—	<p>・移換の可否については以下のとおり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">移換先制度</th> </tr> <tr> <th></th> <th>DB</th> <th>企業型DC</th> <th>個人型DC</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">移換元制度</td> <td>DB</td> <td>○ (※2)</td> <td>○ (※1、※2)</td> <td>○ (※1、※2)</td> </tr> <tr> <td>企業型DC</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>個人型DC</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：本人からの申出により、脱退一時金相当額を移換可 ※2：③の変更有</p>	移換先制度						DB	企業型DC	個人型DC		移換元制度	DB	○ (※2)	○ (※1、※2)	○ (※1、※2)	企業型DC	○	○	○	個人型DC	○	○	—
移換先制度																																																
	DB	企業型DC	個人型DC																																													
移換元制度	DB	○	○ (※1)	○ (※1)																																												
	企業型DC	×	○	○																																												
	個人型DC	×	○	—																																												
	移換先制度																																															
	DB	企業型DC	個人型DC																																													
移換元制度	DB	○ (※2)	○ (※1、※2)	○ (※1、※2)																																												
	企業型DC	○	○	○																																												
	個人型DC	○	○	—																																												
	②中退共と企業年金間のポータビリティの緩和	<p>・移換の可否については以下のとおり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>移換元</th> <th>移換先</th> <th>移換の可否</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">中退共</td> <td>DB</td> <td>○ (※1)</td> </tr> <tr> <td>企業型DC</td> <td>○ (※1)</td> </tr> <tr> <td>個人型DC</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>DB</td> <td rowspan="3">中退共</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>企業型DC</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>個人型DC</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：中小企業でなくなった場合</p> <p>【補足説明】 「中小企業でなくなった場合」に限り、以下の移換が可能 ・中退共 → DB ・中退共 → 企業型DC</p>	移換元	移換先	移換の可否	中退共	DB	○ (※1)	企業型DC	○ (※1)	個人型DC	×	DB	中退共	×	企業型DC	×	個人型DC	×	<p>・移換の可否については以下のとおり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>移換元</th> <th>移換先</th> <th>移換の可否</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">中退共</td> <td>DB</td> <td>○ (※1、※2)</td> </tr> <tr> <td>企業型DC</td> <td>○ (※1、※2)</td> </tr> <tr> <td>個人型DC</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>DB</td> <td rowspan="3">中退共</td> <td>○ (※2)</td> </tr> <tr> <td>企業型DC</td> <td>○ (※2)</td> </tr> <tr> <td>個人型DC</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：中小企業でなくなった場合 ※2：合併等の場合</p> <p>【補足説明】 左記に加えて、「合併等の場合」に限り以下の移換が可能 ・中退共 ⇄ DB ・中退共 ⇄ 企業型DC</p>	移換元	移換先	移換の可否	中退共	DB	○ (※1、※2)	企業型DC	○ (※1、※2)	個人型DC	×	DB	中退共	○ (※2)	企業型DC	○ (※2)	個人型DC	×											
移換元	移換先	移換の可否																																														
中退共	DB	○ (※1)																																														
	企業型DC	○ (※1)																																														
	個人型DC	×																																														
DB	中退共	×																																														
企業型DC		×																																														
個人型DC		×																																														
移換元	移換先	移換の可否																																														
中退共	DB	○ (※1、※2)																																														
	企業型DC	○ (※1、※2)																																														
	個人型DC	×																																														
DB	中退共	○ (※2)																																														
企業型DC		○ (※2)																																														
個人型DC		×																																														
③中途脱退者の定義の変更（移換対象者の範囲の拡大）	<p>・中途脱退者の定義は以下のとおり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>中途脱退者の定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>◆DBの加入者の資格を喪失した者（資格喪失日において老齢給付金の受給権を有する者を除く。）であって、DBの加入者期間が20年に満たない者</td> </tr> </tbody> </table> <p>【補足説明】 「老齢給付金の支給開始要件以外の要件を満たす者」は、中途脱退者に含まれないため、他DB、DCへ脱退一時金相当額の移換不可</p>	中途脱退者の定義	◆DBの加入者の資格を喪失した者（資格喪失日において老齢給付金の受給権を有する者を除く。）であって、DBの加入者期間が20年に満たない者	<p>・中途脱退者の定義は以下のとおり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>中途脱退者の定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>◆DBの加入者の資格を喪失した者（脱退一時金を受けるための要件を満たす場合に限る。）</td> </tr> </tbody> </table> <p>【補足説明】 「老齢給付金の支給開始要件以外の要件を満たす者」についても、中途脱退者に含まれるため、他DB、DCへ脱退一時金相当額の移換可</p>	中途脱退者の定義	◆DBの加入者の資格を喪失した者（脱退一時金を受けるための要件を満たす場合に限る。）																																										
中途脱退者の定義																																																
◆DBの加入者の資格を喪失した者（資格喪失日において老齢給付金の受給権を有する者を除く。）であって、DBの加入者期間が20年に満たない者																																																
中途脱退者の定義																																																
◆DBの加入者の資格を喪失した者（脱退一時金を受けるための要件を満たす場合に限る。）																																																

以上

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいませようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいます様お願い申し上げます。〔担当部署〕三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 〔電話番号〕03-6256-3825